

内閣参質一六四第四五号

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「受注業者」に係る地質調査及び海象調査に関する業務委託契約（当初の契約を変更する契約を含む。以下「本件契約」という。）については、那覇防衛施設局において、本件契約の規定に基づき、平成十八年三月十六日に解除し、受託者との間で既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）について協議を行ったところであるが、お尋ねの請求額を含め協議の内容については、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えすることは差し控えたい。

三について

那覇防衛施設局は、本件契約に規定する期間内に受託者との間で既履行部分委託料についての協議が整わなかったことから、本件契約の規定に基づき、既履行部分委託料を定め、平成十八年三月三十一日に受託者に通知したところである。既履行部分委託料については、受託者が本件契約に従い業務を履行したとの認識に立ち、既履行部分を検査した上で定めたものである。

四について

受託者の対応を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

五について

本件契約については、那覇防衛施設局と受託者が対等な立場で締結し、また、本件契約の規定に基づき解除等をしたものである。